



主な内容

町の財政状況を公表します

令和4年度上半期 財政事情 … 3

『個人町・県民税(住民税)の特別徴収
(給与天引き)』、
医療費控除の申告について … 4

年末の交通事故防止 … 7

～人と自然が共存し、環境を守るまち あみ～

霞クリーンセンターからのお願い … 9

健診は受けましたか？

希望日に受診できる『医療機関
健診』をご利用ください … 12

今月の表紙

11月5日、『まい・あみ・れんこんマルシェ』が、予科練平和記念館および霞ヶ浦平和記念公園周辺で3年ぶりに開催されました。

『まい・あみ・れんこんマルシェ』は、特産野菜やお土産品などおいしさ・楽しさが集う観光物産イベントです。

会場では、れんこんの直売やれんこん料理だけでなく、手作り雑貨やポニーの乗馬体験、バルーンアートなど、さまざまな出店が並びました。

霞ヶ浦湖畔のれんこん圃場では、午前中に日帰りバスツアーと午後から10人限定のれんこん掘り体験が行われ、皆さん貴重な体験に喜んで参加されました。



人口と世帯

総人口 49,706人 (+49)
男性 24,863人 (+40)
女性 24,843人 (+9)
世帯数 21,426世帯(+29)

11月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページにおいて町の情報を発信しています。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます(通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-m.jp まで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式YouTubeチャンネル、町公式Twitterにおいても町の情報を発信しています。

▼Twitter



▼YouTube



財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、令和 4 年度上半期（令和 4 年 9 月 30 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

（ 財政課財政係 ☎888 - 1111 (221・222) ）

■一般会計

（単位：千円・％）

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,913,846	4,671,065	59.0	議会費	157,951	76,711	48.6
地方譲与税	196,410	49,079	25.0	総務費	1,923,465	773,684	40.2
地方消費税交付金	1,097,601	623,927	56.8	民生費	7,064,038	2,186,482	31.0
地方特例交付金	73,221	73,220	100.0	衛生費	1,853,890	543,019	29.3
地方交付税	1,039,962	723,150	69.5	農林水産業費	342,864	178,142	52.0
分担金及び負担金	169,279	62,940	37.2	商工費	334,900	103,199	30.8
使用料及び手数料	233,420	104,775	44.9	土木費	2,435,805	953,006	39.1
国庫支出金	3,396,111	529,875	15.6	消防費	720,782	418,217	58.0
県支出金	1,415,557	88,801	6.3	教育費	2,519,873	879,870	34.9
繰入金	716,368	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	807,355	1,616,488	200.2	公債費	1,605,228	774,891	48.3
諸収入	470,730	155,741	33.1	諸支出金	243,212	0	0.0
町 債	1,184,300	0	0.0	予備費	13,873	0	0.0
その他	501,722	130,020	25.9				
合 計	19,215,882	8,829,081	45.9	合 計	19,215,882	6,887,222	35.8

■特別会計

（単位：千円・％）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,772,946	2,570,756	53.9	1,604,222	33.6
介護保険	3,669,845	1,460,100	39.8	1,433,299	39.1
後期高齢者医療	1,089,680	234,567	21.5	461,321	42.3
合 計	9,532,471	4,265,423		3,498,842	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
※会計各々の性質・事業の内容により執行状況が異なります

■公営企業会計

（単位：千円・％）

区 分		予算現額	執行済額	執行割合
水道事業会計	収益的	収入	1,332,949	483,544
		支出	1,121,969	210,321
	資本的	収入	210,200	15,872
		支出	594,437	126,293
下水道事業会計	収益的	収入	1,817,953	642,577
		支出	1,636,909	320,771
	資本的	収入	1,113,170	290,461
		支出	1,503,004	507,831

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位：千円）

区 分	現在高
一般会計	14,244,192
公営企業会計	6,798,802
水道事業	1,548,699
下水道事業	5,250,103
合 計	21,042,994

●一時借入金 なし

■基金の現在高

（単位：千円）

区 分	現在高
財政調整基金	2,396,138
減債基金	373,100
その他の基金	2,352,707
国民健康保険支払準備基金	280,000
介護給付費準備基金	496,368
土地開発基金（現金）	3,600
合 計	5,901,913

『個人町・県民税(住民税)の特別徴収(給与天引き)』

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

個人町・県民税(住民税)の特別徴収(給与天引き)

個人町・県民税(以下「住民税」といいます)の『特別徴収』とは、税の公平性の確保や従業員の人たちの納税の便宜を図る観点から、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から住民税を特別徴収(給与天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納めていただく制度です。

特別徴収義務者となるべき事業主(個人事業主も含む)

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)

特別徴収の対象となる従業員

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている従業員(パートやアルバイトを含む)は、原則として特別徴収となります。

普通徴収※が認められる従業員

普通徴収とするには下記のいずれかの理由が必要です。

- ▼総従業員数が2人以下の事業主から給与を支給されている人
- ▼他の事業主から支給される給与で、すでに特別徴収されている人
- ▼毎月の支給額が少なく特別徴収できない人
- ▼給与の支払期間が不定期である人
- ▼事業専従者(個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業に従事している人)
- ▼退職している人または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の人

※普通徴収:特別徴収によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口などで納める方法。納期は原則年4回(6月・8月・10月・翌年1月)

特別徴収についてよくある質問

Q1. 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが、どうすればよいのでしょうか？

→給与所得に係る住民税は原則として特別徴収の方法により徴収することとなっています。したがって、従業員個人の希望により普通徴収を選択することはできません。ただし、給与所得以外の所得に係る住民税は、市町村長への申告により普通徴収の方法により納付することができます。

<地方税法第321条の3①、第321条の3②
ただし書き>

Q2. 2か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されるのでしょうか？

→原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況等を確認した上で、市町村がいずれかの事業所を特別徴収義務者に指定します。

<地方税法第321条の4④>

医療費控除の申告について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

医療費控除を申告する際の添付書類について

医療費控除の申告をする際には、「医療費の領収書」をもとに**自身で作成した「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。**

- ※「医療費の領収書」の添付は不要となりますが、作成された明細書の内容に疑義がある場合、税務署等から「医療費の領収書」の提示を求められる場合がありますので、5年間は自宅で保管してください
- ※「医療費通知（健康保険組合等の医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類）」を添付することで「医療費控除の明細書」への記載を簡略化することができます
- ※役場の申告会場で申告する場合、「医療費控除の明細書」が作成されていないと申告受付手続を中断させていただきます場合がございますので、必ず事前に「医療費控除の明細書」の作成をお願いします

セルフメディケーション税制について

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進および疾病の予防としての一定の取組（予防接種・定期健康診断等）を行う人が、令和8年12月31日までの各年において、本人または本人と生計を一にする配偶者およびその他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※1）を支払った場合は、**従来の医療費控除との選択**により、医療費控除の特例を受けることができる制度です。

※1 特定一般用医薬品とは

医師によって処方される医薬品から薬局等で購入できる医薬品に転用された医薬品のこと

セルフメディケーション税制を申告する際の添付書類

セルフメディケーション税制の申告をする際には、医薬品購入費の領収書をもとに**自身で作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を添付する必要があります。**また、健康の保持増進および疾病の予防のために行った一定の取組内容について、その取組を行ったことを明らかにする書類（※2）の添付または提示が必要です。

※2 一定の取組を行ったことを明らかにする書類とは

- ▼インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書もしくは予防接種済証
- ▼市区町村のがん検診の領収書または結果通知表 ▼職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ▼特定健康診査の領収書または結果通知表 ▼人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表

●所得税・住民税の申告手続きについては、12月16日（金）発行『広報あみ1月号通常版』に掲載予定です

年金所得に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得（給与所得・公的年金以外の雑所得・配当所得・一時所得など）の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、上場株式等に係る譲渡損失繰越控除など、確定申告書の提出が控除要件となっている控除を受ける場合、または、源泉徴収税額があって、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

上記のように年金所得者に係る確定申告不要制度により、所得税の確定申告書の提出が必要ない場合であっても、下記のいずれかに該当する人は、住民税の申告書の提出が必要となります。

- ①所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料・配偶者控除・扶養控除・基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

※個人町・県民税のことを「住民税」といいます

受付開始!

令和5年度市民活動支援補助金

町民活動課 ☎888-1111 (271・272)

受付期間: 11月28日(月) ~ 令和5年1月13日(金)

町では、市民活動団体の自立を支援するとともに、市民活動の活発化により地域課題の解決を図り、町民主体のまちづくりの実現を目指すため、市民活動団体の地域に貢献する市民活動に必要な経費の一部を補助します。来年度の補助金の募集が、11月28日から始まりますので、ぜひご利用をご検討ください。

応募のポイント

- ▼対象となる団体は、町内で市民活動を5人以上で行っているNPO法人、ボランティア団体等
- ▼活動の例は、防災、防犯、健康増進、福祉活動、環境保全、地域の魅力発信活動等
- ▼団体の構成員だけが対象となる事業は、この補助金の対象となりませんので、ご注意ください
- ▼経費の4分の3を補助(補助金の上限は15万円以内)
- ▼「現在行っている事業」または「新規予定事業」を申請できます。2回目以降の申請の際は、過去に補助を受けた内容から拡充・発展が必要です
- ▼募集要項は、役場2階町民活動課や公共施設で配布しています
- ▼詳しい要件や応募方法は、下記URL、または右記の二次元コードからアクセスできる町ホームページでご覧になれます
<https://www.town.ami.lg.jp/0000005849.html>
- ▼必ず町民活動課に事前相談してから、応募してください

気軽にご相談ください。
「制度がよくわからない」
「申請書類の書き方がわからない」
などの質問にお答えします。



事業提案説明会

応募いただいた団体には、「事業提案説明会」で、事業内容に関するプレゼンテーションをしていただきます。

この内容をもとに、学識経験者や住民代表等で構成される「阿見町協働のまちづくり運営委員会」の委員が審査し、補助事業の選定を行います。

▼日時: 令和5年1月31日(火)

▼場所: 阿見町役場301会議室(3階)



年末の交通事故防止

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253・713)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。

皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

12月1日～15日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

- 運動の重点
 - ▼子どもと高齢者の交通事故防止（特に横断歩行者の保護）
 - ▼夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ▼飲酒運転の根絶
- スローガン「大丈夫 そんな油断が 命とり」

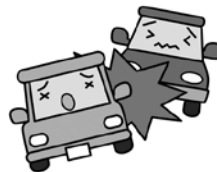
子どもと高齢者の交通事故防止 ※横断歩道横断中の歩行者保護に努めよう！

- 横断歩道は歩行者優先、歩行者等がいる場合は必ず停止しましょう
- 子どもや高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とす等、思いやりのある運転を心がけましょう
- 交差点右折時は、特に死角となりやすい右後方から横断する歩行者等に注意しましょう



夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 運転者は、早めのライト点灯や、こまめな上下切り替えなどを徹底し、交通事故防止に努めましょう
- 自転車や徒歩で外出する時には、反射材を着用するようにし、周囲に自分の存在を知らせて交通事故を未然に防ぎましょう



飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です
- 飲酒運転をしたドライバーはもちろん、運転者への車両提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても、厳しい罰則が定められています
- 「飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない」を確実に実践し、飲酒運転を根絶しましょう
- 自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、飲酒した人に飲酒運転をさせないようにしましょう



飲酒運転根絶の町 阿見町

高齢運転者運転免許自主返納サポート事業協賛事業者募集

県では、運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者に対して、さまざまな特典サービスを提供することで、運転に不安を感じる高齢者の人が自主返納しやすい環境づくりを行うため、「高齢運転者運転免許自主返納サポート事業」を平成30年3月に開始しました。

自主返納者に交付される「運転経歴証明書」(有料)を提示することにより、協賛事業者からさまざまな特典サービスが受けられます(特典内容の例:▽割引サービス▽粗品の進呈▽購入品の配送料優待または無料サービス▽理美容の送迎サービス▽宅配手数料の無料サービス等)。

高齢運転者運転免許自主返納サポート事業に協賛いただける事業者を随時、募集しています！

▼詳細・申込方法:県生活文化課ホームページより詳細を確認し、お申し込みください

☎ 県生活文化課安全なまちづくり推進室 ☎029-301-2842

🌐 <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/2020082502.html>



第9回 緑のカーテンコンテスト

生活環境課 ☎888-1111 (251)

「緑のカーテンコンテスト」受賞者が決定

「第9回緑のカーテンコンテスト表彰式」が、10月27日に阿見町役場で行われました。アミエコクラブと町が共催し、平成26年度から地球温暖化防止に効果のある「緑のカーテン」への取組の推進としてコンテストを実施しており、第9回目となる今年度は、15点の応募写真を公民館等に展示し、ご覧いただいた皆さまの投票により、受賞者を決定しました。



■受賞者の皆さん

- ▼ベストグリーン賞 篠崎博明さん（写真左から3人目）
- ▼涼しかったで賞 佐藤友三郎さん（左から2人目）
- ▼きれいで賞 大西幸夫さん（右から3人目）
- ▼さわやかで賞 阿見第二小学校おやじの会
1年1組さん（右から2人目）
- ▼がんばったで賞 仁科ユキ子さん（右から1人目）

受賞者の皆さまには、千葉町長からの表彰後、協賛の▼アイリスオーヤマ（株）▼（株）サセキ関東甲信越から副賞が贈られました。また、今回コンテストに応募していただいた参加者の皆さまには、▼マルカン酢（株）▼三菱商事ライフサイエンス（株）▼井関農機（株）から参加賞が贈られました。

また来年も、皆さまからの「緑のカーテンコンテスト」へのご応募をお待ちしています。

飼い犬・飼い猫は適正に飼育しましょう！

飼い犬

- ▼犬の登録と狂犬病予防接種は飼い主の義務です。
犬を飼う時は、町に登録を申請し、1年に1回狂犬病の予防注射を受けさせましょう。また、死亡や譲渡等、登録内容に変更があった場合は、生活環境課までご連絡ください
- ▼放し飼いはしないでください。散歩のときも引き綱は必ずつけましょう
- ▼散歩中に「ふん」をしたときは、必ず持ち帰りましょう

飼い猫

- ▼室内で飼うようにしましょう。室内で飼うことで、交通事故や逸走を防ぐことができます
- ▼無責任に餌だけ与えることはやめましょう。みだりに繁殖させることになります
- ▼子猫や成猫を捨てないでください



人と動物が共生する地域を目指して
ご協力をお願いします



～人と自然が共存し、環境を守るまち あみ～

霞クリーンセンターからのお願い

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091

家庭ごみはごみ集積所へ

霞クリーンセンターにごみを直接持ち込む人が増加したことから、構内で順番待ちの車輛の渋滞がたびたび発生し、来所者の皆さまをお待たせさせてしまう状況が生じています。

霞クリーンセンターへのごみの直接持ち込みは、ごみ集積所に出すことができない粗大ごみ等を処分することが本来の目的ですが、持ち込まれたごみの中には、ごみ集積所に出せる家庭ごみも含まれています。霞クリーンセンター構内が混雑すると、ごみ集積所の収集業務に支障が生じてしまいます。また、現在は**新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにも、粗大ごみ以外の家庭ごみは、ごみ集積所をなるべくご利用ください。**並びに、**土曜日や休日明けの平日、年末の時期は特に混雑します**ので、できる限り混雑が予想される日を避けて搬入していただくようお願いします。

今後とも、霞クリーンセンターの円滑な運営にご協力いただきますようお願いします。

粗大ごみ



粗大ごみとして出せるもの

▼タンス・ベッド・ソファ・机・いす・本棚・食器棚などの家具類
▼ふとん・座ぶとん・毛布・電気毛布・マットレス▼扇風機・ステレオ・電子レンジ・ストーブなどの電気製品▼自転車▼カーペット▼ガステーブル▼電子ピアノ・オルガン▼家電リサイクル法に該当する家電製品▼パソコン

霞クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

集積所に出せない粗大ごみを霞クリーンセンターへ持ち込んで処分することができます。

下記の時間を過ぎた場合は受付ができませんので、日時をご確認のうえ搬入してください。

●受付日時

▼月～金曜日：▼午前 9 時～正午

▼午後 1 時～ 4 時

▼土 曜 日：▼午前 9 時～11 時

※日曜日・祝日・年末年始は受付していません

霞クリーンセンターにごみを持ち込んだ際のごみ処理手数料

ごみの重量に応じて、下記のごみ処理手数料がかかります。

●家庭ごみ

▼ 50kg までは無料

▼ 50kg を超えた分については 10kg 当たり 150 円

●事業ごみ

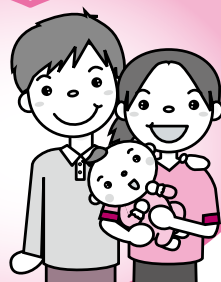
▼ 10kg 当たり 230 円

霞クリーンセンターにごみを持ち込む際の注意事項

- ▼ごみを「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「資源ごみ」に分別をした上で、お持ちいただきますようお願いいたします
- ▼受付の際に運転免許証等で住所確認をさせていただきます。住所確認は、他市町村からのごみの持ち込み等を防止し、ごみの適正処理を図るために行っているものです
- ▼大量にごみを持ち込まれた場合は、ごみの排出場所等詳しくお聞きする場合やごみの内容物を点検させていただく場合がありますので、ご了承ください
- ▼他市町村指定のごみ袋に入れられたごみは、受け取ることができません
- ▼再利用できるものは、お知り合い等にお譲りすることや、リサイクルショップを利用してごみの減量化に努めていただきますようお願いいたします
- ▼係員の指示に従わない場合は、受付をお断りする場合があります

子育てを応援します

R04
子育て



みなさん、こんにちは。

頬にあたる風が冷たくなり、冬の訪れを感じられるころとなりました。1年がたつのはあっという間ですね。

今回の子育てシリーズは『子どもの生活と遊び Q&A』についてご紹介します。

Q. 赤ちゃんの靴の選び方について教えてください

赤ちゃんが歩くことに慣れてきたら靴を用意してあげましょう。ファーストシューズは、靴を履いた感覚に慣れるよう、素材は柔らかくて軽い履き心地のものがよいと思います。サッと脱ぎ履きができるように、履かせやすさもポイントです。

2歳くらいで歩き方がしっかりと安定してきたら動きやすいものを選びましょう。足の長さや横幅、甲の高さなどには個人差があります。実際に履かせてみて、つま先に少し余裕があり、足にフィットしているものを選びます。サイズは中敷きに足を合わせてみると目安がわかります。子ども靴売場の店員さんに相談してみてもよいですね。足の動きや運動を妨げない靴を選び、外遊びをたくさん楽しめるといいですね。



Q. 赤ちゃんが喜んでくれる遊びは、どんなものがありますか

ねんねのころは静かに過ごすことが多いのですが、お座りやハイハイができるころには視野も広がり、できることも増えてきますね。今回は、身近な材料で作る手作りおもちゃを紹介します。赤ちゃんの興味を探りながら、優しく話しかけたり触れ合ったりして楽しみましょう。

ビニール風船あそび

透明のビニール袋にお花紙を入れて膨らませ、テープで止めるとビニール風船ができます。赤ちゃんに揺らしながら見せると、色や音に反応して目で追ったり、手を伸ばしてさわろうとしたりします。フワフワで柔らかい感触も楽しめるでしょう。



子どものつぶやき

保育所でのひとコマ



子ども せんせい！あそこに「へえめ」がいる！

先生 ???????

子どもの指さす方を見たら、「ハエ」でした。
いばらき子ならではのですね。

各保育所・保育園についての問い合わせ:子ども家庭課☎888-1111(119)

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

高 福 齢 祉

高齡福祉課 ☎888-1111 (743・142・726・753)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。

■対象

令和4年1月1日～令和4年12月31日の1年間継続して町に住所を有し、かつ令和4年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、次の要件すべてに該当する人。

▼令和4年1月1日～令和4年12月31日の間に継続して介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（合計90日以内の入院は在宅とみなす）

▼右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している（短期入所生活介護および短期入所療養介護の合計7日以内の利用並びに居宅介護支援の利用を除く）

▼住民税非課税世帯に属している

▼被介護者が介護保険料を滞納していない

■手続き

対象となる可能性のある人には12月末に案内文を送りますので、対象となることを確認のうえ、高齡福祉課までお申し込みください。

▼申込期間：令和5年1月4日～31日 ※土・日・祝日を除く

▼支給月：令和5年3月

■支給額
10万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の65歳以上の人で町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、高齡福祉課窓口へ申請が必要です（後日、郵送で交付します）。

■対象

令和4年12月31日現在で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼特別障害者：▼身体障害者手帳1・2級に準じる人

▼重度の知的障害に準じる人

▼6か月以上寝たきりの状態にある人

▼障害者：▼身体障害者手帳3～6級に準じる人

▼軽中度の知的障害に準じる人

※身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

必要はありません

おむつ代の医療費控除

傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。確定申告には、医療費控除の明細書と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の人については、医師が発行するおむつ使用証明書を町が発行する

主治医意見書の内容を確認した書類に代えることができますので、高齡福祉課窓口へ申請してください。

高齡福祉課にて証明を受けられる人

令和4年12月31日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人で、おむつを使用している人。その他に条件がありますので、申請前に高齡福祉課にご相談ください。

■申請方法

介護保険証・窓口に来られる人の本人確認書類を持参し、高齡福祉課窓口にて申請してください。後日書類を郵送にて交付します。

問合せ

▼『介護慰労金』の支給：高齡福祉課 高齡福祉係 ☎888-1111 (743・142)

▼『障害者控除対象者認定書』『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付：高齡福祉課 介護保険・支援係 ☎888-1111 (726・753)

▼確定申告：税務課 町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

希望日に受診できる『**医療機関健診**』をご利用ください

今年度すでに町の集団健診または人間（脳）ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。重複して受診されている場合、助成額を返還していただくことがございます。ご了承ください。

国民健康保険の人

国保年金課 888-1111 (131~133)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (令和5年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査・腎機能検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

■ 受診できる医療機関

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますので、町ホームページをご覧ください。か、国保年金課までお問い合わせください。

医療機関	住 所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047

■ 受診方法

医療機関に予約のうえ、国保年金課から送付している特定健康診査受診券（黄色の受診券）を医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行しますので、国保年金課までご連絡ください。

■ 受診可能な期間 令和5年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢医療福祉係 888-1111 (134・135)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目（貧血検査・眼底検査・心電図検査）は別途料金で受診できます	無 料

■ 申込方法

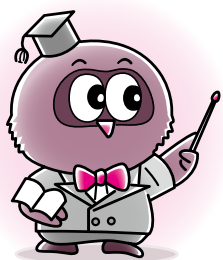
受診券を発行しますので、右記医療機関に予約のうえ、保険証を持参し国保年金課窓口でお申し込みください。

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎887-4563

■ 受診可能な期間

令和5年3月31日まで



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金保険料は、その年に納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、日本年金機構より10月下旬から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保管してください。

■ 証明内容

- ▼ 1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額
- ▼ 年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

■ 注意事項

- ▼ 納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます
- ▼ 年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

● ご家族の保険料も納付している人

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

土浦年金事務所から

■ 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

保険料は、日本年金機構から送付された納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・文書・訪問により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

■ 問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

フッ化物洗口推進事業について

町では、むし歯予防として科学的根拠が示されているフッ化物洗口を推進することにより、歯科疾患を予防し、ライフステージを通した歯および口腔の健康を推進することを目的とし、町内の希望する就学前施設に対してフッ化物洗口導入の支援をしています。

■フッ化物による虫歯予防の働き

- ▽歯を丈夫にする（歯質強化）：歯の表面のエナメル質の結晶を強くし、むし歯になりにくくする
- ▽初期のむし歯の進行を抑える（再石灰化の促進）：むし歯になりかかった歯の表面を修復し、進行を抑える
- ▽細菌の活動を抑制する（むし歯菌の活動の抑制）：むし歯の原因となる細菌が活動するときに必要な酵素の働きを弱め、細菌が酸を出す活動を抑える

■フッ化物洗口について

永久歯のむし歯予防を目的に、フッ化ナトリウムを水に溶かした洗口液で、ぶくぶくうがいを行う方法です。フッ化物洗口は安全性が高く、むし歯予防効果に優れた予防法です。特に、4歳から14歳まで継続することが望ましいといわれています。

▼集団フッ化物洗口を実施している町内の就学前施設

保育所	▽中郷保育所▽二区保育所▽南平台保育所
保育園	▽さくら保育園▽阿見きらり保育園
認定こども園	▽ふたば幼稚園



■実施している施設の声

- ▽思っていたより簡単に取り組むことができた▽フッ化物洗口を実施してから、むし歯のある児が減ってきた▽子どもにむし歯予防の意識がつく

妊娠・出産・子育て期のみなさんへ

町では子育て世代包括支援センターを中心に、健やかな妊娠・出産・子育てのためのサポートを行っています。

- ▼産後ケア事業：産後1年以内の人で、家族からのサポートを十分に受けることができない人や、授乳や育児に不安がある人などに、近隣の産科病院等で日帰りや宿泊、訪問での支援を行っています。申請方法等については、健康づくり課までお問い合わせください。
- ▼こども健康相談：就学前までのお子さんを対象に、毎月1回、身体計測を実施しています（要予約）。また、ご希望で育児や歯科・栄養相談を受けることができます。1月からは離乳食の試食提供を再開します。形状や味付けを確認してみてください。（保護者のみ試食可）日程については、町のホームページを参照または健康づくり課までお問い合わせください。
- ▼親子相談ルーム「くれよん」：就学前までのお子さんを対象に、個別相談を実施しています。言葉が遅い・落ち着きがない・集団行動が苦手などの発達面のご心配について、心理相談員が相談に応じます。日程につきましては、健康づくり課までお問い合わせください。

その他にもマタニティクラスや赤ちゃん訪問、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から切れ目のないサポートをしています。また、お電話でのご相談は随時お受けしていますので、お子さんのこと、ご自身のこと、ご家族のことなど、お気軽にご相談ください。

ご相談・問い合わせ

町子育て世代包括支援センター（健康づくり課内） ☎ 888-2940（直通）
場所：阿見町阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）

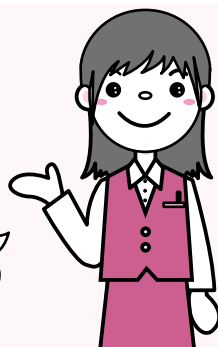


消費者コーナー

『くらしの注意報！～ネット通信販売 定期購入のトラブル～』

令和4年度・第3回

消費者問題のご相談は
お気軽にご相談ください



「その契約、1回限り 無料で 簡単に 解約できますか？」

阿見町消費生活センターには、最近スマホでの定期購入トラブルに関する相談が数多く寄せられています。中学生から 80 代の広い年齢層でトラブルが起きています。

事例: ちょっとお試しのつもりでネットの定期購入に申し込んだら・・・



1か月前にスマホで、「1本 5,000 円が初回特別価格 500 円！ いつでも解約可能！」と書かれた男性用美容クリームの広告を見た。クリックしたら数日後にクリームが1本届いた。しばらく使用したあと、2回目以降解約の電話をかけた。しかしその時は混んでいて通じなかった。一週間後に再び電話したところ、オペレーターに「解約期限が過ぎているので解約できません」と言われた。2回目は美容クリーム 3 本で 15,000 円。要らないからクーリング・オフしたい。

アドバイス: ネット購入は、申し込む前によく考えることが大切です

通信販売の場合、クーリング・オフの適用はありません。要らないからといって無条件解約をすることはできません。この男性には 15,000 円を支払う義務があります。

申し込む前に下記のチェックポイントをよく確認しましょう。また、最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておくことを強くおすすめします。

申し込む前のチェックポイント

▼解約の連絡手段を確認しましたか？

電話が繋がらない、アプリの操作がうまくできないなどのトラブルが起きる可能性があります。

▼解約条件を確認しましたか？

「次回商品発送の〇日前までに連絡をすれば解約できる」のように期限が設定されている場合や手数料が発生する場合があります。

▼支払うことになる金額は全部でいくらになりますか？

2 回目以降の分量や代金は、初回と異なるケースがあります。

●「困ったとき」は消費生活センターに相談してください

問い合わせ

▼町消費生活センター: ☎888-1871、月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時
(正午～午後 1 時を除く) ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188 へ
詳しくは右記二次元コードから、町ホームページをご覧ください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の展示室紹介⑦『第6展示室』

『広報あみ』11月号通常版では、当館の第5展示室について紹介しました。
今回は「第6展示室」を紹介します。

▼第6展示室：「窮迫」

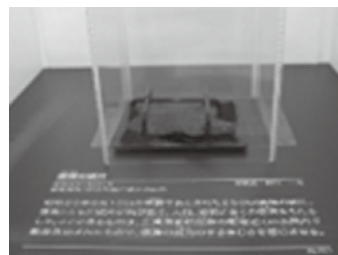
第6展示室は、空襲の様子を再現した映像を上映している展示室です。

日本の戦況が不利になっていくと、国内では空襲を受ける都市が増加していき、それは海軍の重要拠点として歴史を歩んできた阿見町も例外ではありませんでした。

昭和20年(1945)6月10日、B29の編隊が複数回にわたって土浦海軍航空隊を中心に大規模な爆撃を行い、土浦海軍航空隊やその周辺地域に甚大な被害を与えました。この空襲による犠牲者は約280人、その中には10日が日曜日だったため、予科練習生に面会に来た家族の皆さんもいらっしゃいました。

ここで第6展示室の展示品を1つ紹介します。それは、「爆弾の破片」です。この爆弾の破片は、町内で発見されたものになります。また、展示室を出てすぐ左側に展示している破片は、6月10日の空襲の際に投下された250kg爆弾の破片で、直接触ることができます(現在は新型コロナウイルス感染症対策のため展示のみとなります)。実際に持ってみると、大きさの割にずっしりとした重さを感じます。6月10日の空襲では約1000発の爆弾が投下され、このような破片が至る所に数多くあったことが想像できます。

さて、最初は戦局を有利に進めていた日本ですが、不利になってくると打開策として「特別攻撃(特攻)」が発令されました。特攻とはどのようなものだったのでしょうか。次回は特攻についての映像を上映している第7展示室を紹介します。



〈広告欄〉

未来はみんなのために
共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション
ThornCastle
トールンキャッスル
一般社団法人 配慮者支援協会
阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com
TEL: 029-879-8140
お気軽にご相談ください。

エコキュート買い替えキャンペーン
三菱電機エコキュートAシリーズ [SRT-W375] MITSUBISHI
基本工事費込み!!
長期安心 機器10年保証セット
¥385,000(税込)
2022年12月末ご注文まで
株式会社 ネロ・デザイン お見積り無料です!!
稲敷郡阿見町中央4-8-19-102 ネロ・デザイン
TEL: 029-888-6119



インフオメーション

お知らせ ひとり親家庭の小学校新入学 児童への『入学祝い品』贈呈

県母子寡婦福祉連合会からひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんに入学祝い品（学用品）を差し上げます。

▼対象 令和5年度に小学校へ入学する児童のいるひとり親家庭で、祝い品を希望する保護者

▼申込期間 令和5年1月6日（金）まで ※土・日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 子ども家庭課に直接申し込む

▼子ども家庭課 ☎888-1111（118・119）
（福）県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505

募集 保育所会計年度任用職員募集

▼職種 ①保育士 ②看護師

▼勤務期間 令和5年4月1日（土）～令和6年3月30日（土）

▼勤務内容 ①0～5歳児の保育 ②保育所における看護業務および保育補助

▼勤務日時 週5日・1日7時間30分 ※日・祝日を除く

▼勤務場所 ①町立保育所（中郷・南平台・二区）

▼報酬等 ①時給1013円、②1154円、③正看護師・時給1317円、准看護師・時給1182円 ※①②費用弁償（通勤距離に応じて支給）・期末手当・有給休暇あり、社会保険・雇用保険加入

▼募集人数 若干名

▼応募条件 ①保育士資格を有する ②正看護師資格または准看護師資格を有する

▼応募期間 令和5年1月13日（金）まで ※土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く

▼応募方法 履歴書（3か月以内に撮影した写真を貼付）

▼①保育士証の写し ②免許状の写しを直接子ども家庭課または各保育所に提出する（学生は卒業見込および資格取得見込証明書） ※郵送不可

▼選考方法 書類選考・面接（日程は後日連絡）

▼南平台保育所 ☎840-2081

募集 『ハワイアンコンサート』観覧者募集

▼日時 12月18日（日）午後1時30分（1時開場）

▼場所 中央公民館1階ロビー

▼出演団体 ウクレレ演奏・阿見ウィキウィキ会・フラダ

ンス・ブメハナ、ピカケ、アロハ・コナツツ

▼ゲスト 吉野明彦氏

▼募集人数 100人 ※定員で締切

▼申込期間 12月10日（土）～17日（土）午前9時～午後5時 ※月曜休館

▼申込方法 電話または直接左記に来館して申し込む

▼その他 当日は感染対策にご協力ください。ご自身や身近な人に感染の疑いがある場合は入場をご遠慮ください。新型コロナウイルスの感染状況により、事業内容が変更または中止となる場合があります

▼中央公民館 ☎888-2526

募集 『行政書士無料相談会』開催

▼期日 12月18日（日）

▼時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

▼場所 かすみ公民館1階会議室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

▼申込方法 平日の午前9時～正午に左記に電話で申し込む

▼県行政書士会 担当・池田 ☎090-7216-6219

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ ～自分らしい生活～ 【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅 ～健康・快適住宅～ 介護住宅改修 抗酸化工法の家 ○介護保険を上手に使う ○手間・労力、バリアフリー ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索 建築業知事免許（般-04）第22375号 （株）美都住建 【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196 【阿見店】阿見町中央 1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許（6）第5548号 有限会社 美都住建 ＜住まいの相談室＞ トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など ＜不動産のご相談＞ 土地・建物・売買・仲介・管理 【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200
--	---

介護用品・福祉用具のレンタル、販売 高齢者向け住宅改修工事請負 株式会社 樹里 介護事業部 〒300-0333 阿見町若栗 1766-3 TEL:887-3421 FAX:887-3422 介護保険指定事業者番号 0873800502 当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。	想い伝える贈りもの サタ館 阿見中央店 TEL:840-2438 「樹里」店内に併設 家具の店 樹里 TEL:887-3421 一般家庭用家具からオーダー家具まで
---	--



インフォメーション

募集 糖尿病予防教室参加者募集

糖尿病予防のために、日ごろの生活の中で、気軽に簡単に取り組める食事の工夫や運動を二日間でお伝えします。

糖尿病になりたくない人、血糖値が気になってきた人など、ぜひご参加ください。

期日 ①令和5年1月31日(火) ②2月8日(水)

時間 午前9時30分～11時30分

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

内容 ①食事摂取の工夫について学べます ②効果的な運動について実際に体を動かして学べます

講師 管理栄養士・健康運動指導士・保健師

募集人数 20人(応募多数の場合抽選。1月上旬に申込者全員に通知を郵送します。)

参加料 無料

申込期日 令和4年12月26日(月)

申込方法 電話または直接下記に来館して申し込む

健康づくり課健康推進係
(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

募集 特別弔慰金が支給されます(第11回特別弔慰金)

内容 額面25万円・5年償還の記名国債

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族

令和2年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の▼父母▼孫▼祖母▼兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

④右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等) ※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります

請求期間 令和5年3月31日(金)まで ※請求期間を過ぎると、第11回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください

町社会福祉課社会福祉係 ☎888-1111(162・163) ▼県長寿福祉推進課長寿企画・援護担当 ☎029-1301-3337

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

期日 12月6日(火)

時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合・要事前予約)

場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)

対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

『マイホームのミニ営繕』引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。

町(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

〈広告欄〉

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡単に	火葬だけ行う	通夜をしない
直葬 9.9 (税込) 万円	火葬式 16.5 (税込) 万円	1日葬 29.7 (税込) 万円

資料請求でさらに1万円引き

小さな家族葬 専門葬儀社 **＊シンフルセレモニー**

365日24時間すぐ対応 ☎029-846-3130

ホームページ

相談センター：茨城県稲敷郡阿見町中郷3-1-8

居酒屋 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 **887-1147**
阿見町岡崎1-12-7 FAX **887-0970**

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

◆令和5年度 推薦入学試験	◆令和5年度 一般入学試験
1月9日(月)	1月16日(月)
国・数・英・グループ面接	国・数・英・理・社



霞ヶ浦高等学校

kasumigaura HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50

【高校】☎029-887-0013 FAX: 029-887-9380



お知らせ
『二十歳のひびく』開催

新型コロナウイルス感染防止の観点から、安全対策として出身中学校ごとに参加者を振り分けて実施します。

▼期日 令和5年1月8日(日)

▼第一部 朝日中学校
▼受付 午前9時から
▼式典 午前9時30分から

▼第二部 竹来中学校
▼受付 午前11時15分から
▼式典 午前11時45分から

▼第三部 阿見中学校
▼受付 午後1時45分から
▼式典 午後2時15分から

※いずれの出身中学校にもあてはまらない人は第一部にご参加ください ※各部ともに式典終了後に記念撮影実施

▼場所 町民体育館

▼対象 町に住民登録している平成14年4月2日、平成15年4月1日生まれの人

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、式典の内容変更または中止とさせていただきます

▼その他 令和4年11月1日現在、町に住民登録をしている人へ12月に案内状を送付します。町外在住の参加希望者は左記にお問い合わせください

生涯学習課(中央公民館内)

888-2526

『不動産公売』に参加してみませんか

茨城租税債権管理機構では、一般の皆さんも参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみたいかですか。下記ホームページにアクセスしていただければ、詳細な内容をご覧ください。

また、ご質問等がございましたら、下記へお問い合わせください。

■入札期間

令和5年2月2日(木)～2月9日(木)

■公売場所

茨城租税債権管理機構(水戸市柵町1-3-1)

■公売対象

売却区分番号	公売財産の種別と所在	見積価額	公売保証金
4-28	(土地) 阿見町大字飯倉字前原 1442 番 58 畑 2469 m ²	700,000 円	70,000 円

■その他

- ▼農地につき買受人は「買受適格証明書」が必要です。手続きについては町農業委員会へお問い合わせください
- ▼中止になる場合があります

■問い合わせ

茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 <https://ibaraki-sozei.jp/>

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
郵便局 TEL 029-804-0382 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
コンビニ E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
JA あみ司法書士事務所 (平日 午前9:00～午後6:00)
(神林ビル2階) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も
・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111(172)

定例相談

人権・行政相談

日 時 12月1日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談：社会福祉課 ☎ 888-1111
行政相談：総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課
▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・かすみ・君原公民館▽本郷・舟島ふれあいセンター▽
吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパー
タイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	吉原交流センター ☎ 889-0277
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	図書館 ☎ 887-6331
上下水道課 ☎ 889-5151	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
町民活動センター ☎ 888-2051	総合運動公園 ☎ 889-2788
町男女共同参画センター ☎ 896-3181	教育相談センター ☎ 888-1225
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	阿見消防署 ☎ 887-0119
消費生活センター ☎ 888-1871	火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
学校教育課 ☎ 888-0220	町民ダイヤル ☎ 887-6600
中央公民館 ☎ 888-2526	牛久警察署 ☎ 871-0110
君原公民館 ☎ 889-1363	牛久警察署 阿見地区交番 ☎ 888-0110
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

12月・1月の納税

12月

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(6期)

1月

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
介護保険料(7期)

納期限 12月26日(月) 納期限 1月31日(火)

救急車出動状況：10月

阿見消防署管内調べ	急 病 148件(1426)
出場件数 228件(2073)	交通事故 20件(132)
	一般負傷 29件(256)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他 31件(259)
	合 計 228件(2073)